

掛川市告示第5号

掛川市小口資金利子補給金交付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

掛川市長 久保田 崇

第2条第1号中「第2条第1項第1号及び第1号の2」を「第2条第1項」に改める。

第5条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第12条第1号を次のように改める。

(1) 第3条各号に適合した融資であること。

様式第1号中「なお、融資に関する手続の範囲内で、市長が商工会議所、商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会から融資に関する情報を取得すること並びに商工会議所、商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会に融資に関する情報を提供することに同意します。」を「なお、融資に関する審査等を目的として、市長が市税等の収納状況に関する情報を取得すること、商工会議所、商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会から融資に関する情報を取得すること並びに商工会議所、商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会に融資に関する情報を提供することに同意します。」に改める。

様式第2号及び第3号中

「  
住 所  
融資機関  
氏 名 ㊞  
電話番号 ）」を

「  
住 所  
融資機関  
氏 名  
電話番号 ）」に改める。

様式第4号中

「住所  
申請者  
氏名 ⑩  
電話番号」を

「住所  
申請者  
氏名  
電話番号」に改める。

様式第6号中

「住所  
報告者  
氏名 ⑩  
電話番号」を

「住所  
報告者  
氏名  
電話番号」に改める。

様式第7号中

「住所  
請求者  
氏名 ⑩  
電話番号」を

「

住 所

請求者

氏 名

電話番号

担当者 部 署 名

氏 名

電話番号

」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。